

新潟県建設業新分野進出優良事業表彰要綱

(目的)

第1条 本要綱は、新分野に進出し、他の模範となる優れた成果を収めている優良事業（以下「新分野進出優良事業」という。）を表彰するとともに、その取組を広く情報発信することにより、企業の新分野への進出意欲を喚起し、本県地域経済の活性化及び雇用の維持・安定を図ることを目的とする。

(選定及び表彰)

第2条 新潟県知事は、申請のあったもののうちから新分野進出優良事業を行った建設企業に賞状を授与することができる。

- 2 新分野進出優良事業の選定は、別に定める選定委員会の意見を踏まえた上で行う。
- 3 賞状の授与は年1回とする。

(被表彰者の要件)

第3条 被表彰者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 県内に主たる営業所を有する建設業許可業者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 表彰年度（表彰決定の通知日までに限る）及び過去3年度内に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条又は第29条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事から監督処分を受けた者
 - イ 県税に滞納がある者
 - ウ 上記のほか、重大な法令違反その他の理由により表彰を受けることがふさわしくないと認められる者

(表彰対象事業)

第4条 表彰の対象となる事業は、次に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

- (1) 平成15年度以降に事業化した（製品・サービスが市場へ供給可能な状態となった）ものであること
- (2) 事業化後、概ね3年度以上経過していること
- (3) 日本標準産業分類において、建設業以外の大分類の業種区分に属するものであること
- (4) 第3条に規定する者、又はそれらの者が事業を行うために設立した子会社若しくは関連会社が行うものであること

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。